

大阪市保育人材確保対策貸付事業 借用証書  
(未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付)

平成 年 月 日

社会福祉法人なみはや福社会 理事長 様

大阪市保育人材確保対策貸付事業実施要綱及び大阪市保育人材確保対策貸付規程に従い、裏面の特約条項を承認のうえ、下記借入要項のとおり借用します。

万一、正当な理由がなく保育料の一部貸付金の返還を怠ったときには、返還期限にかかわらず、返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても異議ありません。

[借入要項]

1 貸付金の借入

(1)借用金額 円

(2)受領方法 借受人が指定する金融機関口座への振込による

2 貸付金の利子 無利子とする

3 貸付金の返還

(1)返還期間 借受人は返還事由が生じた場合、2週間以内に就職準備金返還明細書を提出する義務を有し、社会福祉法人なみはや福社会との協議により確定するものとする

(2)返還方法 月賦又は半年賦返還(元金均等返還)による

借受人： ※本人が署名してください。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_

借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、連帯してその債務を負担いたします。

連帯保証人：(借受人が未成年の場合、法定代理人のうちいずれか) ※本人が署名してください。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_

上記について同意します。

法定代理人1：(親権者を含む) ※本人が署名してください。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_

法定代理人2：(親権者を含む) ※本人が署名してください。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_

## 〔特約条項〕

(貸付けの停止等)

第1条 社会福祉法人なみはや福祉会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、貸付金の全部又は一部につき一括返還を請求し、又は貸付金の交付を停止することができる。

- (1) 貸付金を、他に流用したとき
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手段による借入を行ったとき
- (3) 一度でも貸付金の返還を怠ったとき

(変更の届出)

第2条 借受人又は連帯保証人は、次のいずれかに該当する事由が生じたときには、7日以内にそれぞれその旨を社会福祉法人なみはや福祉会に届け出なければならない。

- (1) 借受人が死亡したとき
- (2) 借受人が保育所等で児童の保育等の業務に従事し、又は従事しなくなったとき
- (3) 借受人が保育所等における児童の保育等の業務を休職したとき
- (4) 借受人が保育所等における児童の保育等の業務へ休職から復職したとき
- (5) 借受人又は連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき
- (6) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたとき

(延滞利子)

第3条 借受人は、保育料の一部貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借受人と連帯してその責を負う。

(管轄裁判所の合意)

第5条 社会福祉法人なみはや福祉会と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、社会福祉法人なみはや福祉会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

- (注)
- 1 この借用証書は、両面印刷したものを使用すること。
  - 2 この借用証書に貼付する収入印紙については、印紙税法に基づき次の額のもの貼付し、借受人が割印すること。
    - ・借入額が 1万円以上 10万円以下 …………… 200円
    - ・借入額が 10万円を超え 50万円以下 …………… 400円
  - 3 借受人、連帯保証人及び法定代理人の全員の印鑑登録証明書を添付すること。  
(市町村発行の3か月以内に交付されたもの。これらの者が同一の場合は、1通で兼ねることができます。法定代理人の印鑑登録証明書は、借受人が未成年者の場合のみ必要です。)
  - 4 紛失等を防ぐため可能な限り簡易書留等でお送りください。  
万一、郵便事故等による未着の場合は、責任を負いかねますので、予めご了承ください。